

審 査 基 準

審査基準は以下のとおり。

A デザイン・レイアウト(40点)

内容が理解しやすく、読みやすいようなレイアウト、文字の大きさ・字体になっているか。
また、写真・イラストを適切に使用し、より多くの市民の興味を喚起し、手に取りたくなるような紙面になっているか。

B 業務実施体制(30点)

業務を滞りなく遂行できる体制が整っているか。また、制作知識・技術はあるか。

C 実績(5点)

自治体広報紙を制作した実績はあるか。

D 見積もり金額(25点)

業務のコストを安価にとどめているか。

審査方法

- ・Aの項目については、業者が作成する「広報もりやまデザイン・レイアウト見本」およびプレゼンテーションで審査を行う
- ・Bの項目については、業務実施体制(様式3)、会社概要(様式5)、およびプレゼンテーションで審査を行う
- ・Cの項目については、業務実績表(様式4)で審査を行う
- ・Dの項目については、見積書(様式2)で審査を行う